

環境アセスメントに関する

皆さんの意見を募集しています

一 北8西1地区第一種市街地再開発事業

環境影響評価事後調査報告書（供用後）一

札幌市北区北8条西1丁目では北8西1地区第一種市街地再開発事業が行われ、令和5年12月に工事が完了し、当該建築物が供用されております。

現在、札幌市環境影響評価条例に基づき、当該事業の「事後調査報告書」の縦覧が下記のとおり行われています。札幌市では、この事後調査報告書について、環境の保全の見地からの意見を募集しますので、ご意見のある方は次の要領で提出願います。

※「事後調査報告書」とは、事業者が札幌市環境影響評価条例に基づき工事時や供用後の環境影響を把握するために様々な調査を行い、その結果をまとめたものです。

1 意見書の提出

縦覧中の事後調査報告書について、環境保全の見地からご意見のある方は、下記の方法により提出してください。

◆意見募集期間

令和7年(2025年)4月22日(火)～同年6月4日(水)まで（必着）

持参の場合、土日祝日を除く、8時45分から17時15分まで

◆提出方法

○郵送、FAX、又は直接持参の場合

裏面の様式に必要事項を記入し、以下の住所にご提出ください。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所12階南側）

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課 TEL (011)211-2879、FAX (011)218-5108

○電子メールの場合

提出対象の事後調査報告書の名称、氏名及び住所、環境保全の見地からの意見及びその理由を、日本語により、電子メール本文に直接記載事項を記入の上送付してください。ファイルが添付されているものは受付いたしません。（送付先：assess@city.sapporo.jp）

2 事後調査報告書の縦覧

事後調査報告書は次のとおり縦覧しています。（ウェブからも閲覧できます。）

◆縦覧期間

令和7年（2025年）4月22日（火）～同年5月21日（水）まで（10時から17時まで）

◆縦覧場所（①は土日祝日は閉庁・閉所、②は土日祝日も開館）

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課①

中央区役所、北区役所及び東区役所 各市民部総務企画課①

札幌駅北口8・1地区市街地再開発組合事務局（札幌市東区北8条東1丁目道都ビル2階）①

札幌市環境プラザ（札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ2階）②

札幌市のホームページでも縦覧・意見募集のお知らせを掲載しています。
https://www.city.sapporo.jp/kankyo/assessment/itiran/jourei05/81jigotyosa_kyoyo.html



環境影響評価事後調査報告書についての意見書

令和7年 月 日

(宛先) 札幌市長

札幌市環境影響評価条例第 41 条の規定により、事後調査報告書についての意見書を提出します。

事後調査報告書の名称	北8西1地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価事後調査報告書(供用後)
氏名(フリガナ)	
住　所 電話番号	
※環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語で記入） 	

※この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができます。

締切日：令和7年6月4日（水）必着（直接持参、郵送、FAX 又は電子メール）

提出先：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所12階南側）

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境共生担当課

TEL (011)211-2879 FAX (011)218-5108

電子メール：assess@city.sapporo.jp （左記コード→  ）

